

## 一般廃棄物処理手数料（一時的多量廃棄物の処理に係るもの 及び犬、猫等の死体の処理に係るもの）の改定について

一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）のうち、一時的多量の廃棄物及び犬、猫等の死体を収集・運搬、処分する際は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第25条に基づき、排出者に手数料を負担していただいています。

手数料の改定については、平成25年度の第2回大分市清掃事業審議会でお示しした見直し期間であります、前回改定より5年を経過することから、今回見直しを実施するものです。

### 1. これまでの経過

- 平成6年4月1日 廃棄物処理施設使用料の改定にあわせ料金改定
- 平成9年4月1日 消費税増税（3→5%）に伴う料金改定
- 平成26年4月1日 消費税増税（5→8%）に伴う料金改定
- 平成26年11月1日 家庭ごみ有料化開始にあわせ料金改定（現行手数料）

### 2. 手数料の推移

#### 一時的多量廃棄物処理手数料

軽貨物自動車（0.35ト積）相当量以下1回につき

平成9年4月1日～	平成26年4月1日～	平成26年11月1日～
1,950円	2,000円	2,140円

#### 犬、猫等の死体処理手数料

一体につき

平成9年4月1日～	平成26年4月1日～	平成26年11月1日～
1,020円	1,040円	530円

### 3. 現行手数料の算定の考え方

手数料は、「収集・運搬経費」と「処分経費（廃棄物処理施設使用料）」から構成されています。

収集・運搬経費について、一時的多量廃棄物処理手数料については、軽貨物自動車1台に係る収集経費相当分を算出し、犬、猫等の死体処理手数料については、現在収集業務を民間業者に委託しており、その委託契約額等から算出しております。

また処分経費については、いずれも、廃棄物処理施設使用料から算出しており、一時的多量廃棄物処理については、軽貨物自動車の積載量を、犬、猫等の死体処理については、小動物であることから20kg以内と想定し、それぞれを算出しております。

### 4. 手数料改定について

現行手数料の算定の考え方をもとに、今回審議予定である廃棄物処理施設使用料を使用し、見直しを実施することとしております。

### 5. 今後のスケジュール（案）

令和元年7月以降 大分市清掃事業審議会による審議・答申

令和元年12月 令和元年第4回大分市議会定例会へ条例改正（案）を議案上程

※変更を要する場合